

►► 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社方針・取組状況の非該当(対象外)一覧

当社は金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則(2024年9月26日改訂版)」に掲げる項目のうち、原則5(注2)、原則6(注2)、原則6(注3)は、当社の「お客さま主義(本位)の業務運営方針」の対象外であることを公表いたします。

| 顧客本位の業務運営に関する原則 | | | 非該当 | 非該当理由 |
|-----------------|------|---|-----|--|
| 原則5 | (注2) | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 非該当 | 当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することができないため、本原則は対象としておりません。 |
| 原則6 | (注2) | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 | 非該当 | 当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することができないため、本原則は対象としておりません。 |
| | (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |

►► 金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」に対する当社方針・取組状況の非該当(対象外)一覧

当社は金融庁の「プロダクトガバナンスに関する補充原則」に掲げる項目のうち、補充原則1、補充原則2、補充原則2(注1)、補充原則2(注2)、補充原則3(注1)、補充原則4(注1)、補充原則4(注3)は、当社の「お客さま主義(本位)の業務運営方針」の対象外であることを公表いたします。

| プロダクトガバナンスに関する補充原則 | | 非該当 | 非該当理由 |
|--------------------|--|-----|--|
| 補充原則 1 | <p>【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。</p> | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |
| 補充原則 2 | <p>【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。</p> | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |
| (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |
| (注2) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |

►► 金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」に対する当社方針・取組状況の非該当(対象外)一覧

| プロダクトガバナンスに関する補充原則 | | | 非該当 | 非該当理由 |
|--------------------|------|---|-----|--|
| 補充原則 3 | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |
| 補充原則 4 | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |
| | (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。 | 非該当 | 当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。 |